

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩美町は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岩美町長

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する制度になっている。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・所得税法による報酬等にかかる源泉徴収および支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	源泉徴収管理システム 公会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表(57の項) 2. 国税通則法(昭和37年法律第66号)・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3. 所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第30条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 681-8501 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1 0857-73-1411
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 681-8501 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1 0857-73-1411
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員本人からマイナンバーとマイナンバーカードの写しの提供を依頼し、マイナンバーカードの写しと源泉徴収管理システムに入力の情報と誤りがないか、複数人で確認を行っている。</li> <li>・写しについては、システムに入力した後にファイルに綴って保管し、鍵付きの棚に保管している。</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [ <input type="checkbox"/> 十分に行っていない ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [ <input type="checkbox"/> 十分である ]
判断の根拠	・職員本人に提供を依頼したマイナンバーカードの写しについて、システムに入力した後にファイルに綴って保管し、鍵付きの棚に保管している。 ・マイナンバーが確認できるシステムについては、ログインの際にパスワードを必要としている。

